

大阪市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大阪市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成25年大阪市規則第180号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告に係る添付書類） 第2条 法第7条第1号に掲げる建築物に係る同条の規定による報告に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「施行規則」という。）第5条第4項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 [(1)～(4) 略] (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項、第6条の2第1項若しくは<u>第18条第3項若しくは第4項</u>の規定により交付された確認済証の写し又はこれに代わる書類（以下「確認済証の写し等」という。） (6) 建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは<u>第18条第22項若しくは第26項</u>の規定により交付された検査済証の写し又はこれに代わる書類（以下「検査済証の写し等」という。） [(7) 略] [2・3 略]	（要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告に係る添付書類） 第2条 [同左] [(1)～(4) 同左] (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項、第6条の2第1項若しくは<u>第18条第3項</u>の規定により交付された確認済証の写し又はこれに代わる書類（以下「確認済証の写し等」という。） (6) 建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは<u>第18条第16項</u>の規定により交付された検査済証の写し又はこれに代わる書類（以下「検査済証の写し等」という。） [(7) 同左] [2・3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。